

第5号議案

電力広域的運営推進機関委員会規程の改定について

(案)

第2回理事会にて制定した電力広域的運営推進機関委員会規程について、評議員と委員会委員を兼任する場合の扱いを明確にすることを目的として、別紙のとおり改定する。

以上

別紙：電力広域的運営推進機関委員会規程案 新旧対照表

## 電力広域的運営推進機関委員会規程案 新旧対照表

| 現 行   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(委員の選任等)<br/>第3条 (略)<br/>2～3 (略)<br/>(新設)</p>  | <p>(委員の選任等)<br/>第3条 (略)<br/>2～3 (略)<br/>4 <u>委員は、原則、評議員と兼任することはできない。但し、特別な事情がある場合に限り兼任を認めることができる。</u></p>   |
| <p>(会議)<br/>第6条 (略)<br/>2～3 (略)<br/>(新設)<br/>4 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者（複数の電気供給事業者が定款第11条第3項に定める親法人等と子法人等の関係にある場合は、当該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。）に所属する状況になった場合、当該委員は本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱いは、理事会において決定する。</p> | <p>(会議)<br/>第6条 (略)<br/>2～3 (略)<br/>4 <u>第3条第4項但書に基づき、評議員と兼任する委員は、委員会における議決権を有しない。</u><br/>5 企業の合併等により、複数の委員が同一の電気供給事業者（複数の電気供給事業者が定款第11条第3項に定める親法人等と子法人等の関係にある場合は、当該複数の電気供給事業者を同一の電気供給事業者とみなす。）に所属する状況になった場合、当該委員は本機関にその旨を報告しなければならない。この場合の取扱いは、理事会において決定する。</p> |